

○相楽都市計画祝園一ノ間地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成21年12月28日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、相楽都市計画祝園一ノ間地区地区計画(平成21年12月28日精華町告示第69号。以下「祝園一ノ間地区計画」という。)の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、駅周辺地域にふさわしい適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び祝園一ノ間地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、祝園一ノ間地区計画区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 前条に規定する区域は、別表左欄に掲げる区域に区分し、当該区域内においては同表右欄に掲げる各々の建築物以外は建築してはならない。

(建築物の高さの制限)

第5条 児童福祉施設ゾーンの区域内においては、建築物の高さはその建築物の地盤面から10メートル以下でなければならない。

(壁面の位置の制限)

第6条 児童福祉施設ゾーンの区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(以下「外壁等」という。)から敷地境界線までの距離は3メートル以上後退しなければならない。

(公益上必要な建築物の特例)

第7条 町長がこの条例の適用に際して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、前3条の規定は適用しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

(罰則)

第9条 次の各号の一に該当するものは、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第5条及び第6条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用

いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者及び占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して、同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附 則

この条例は、祝園一ノ間地区計画の都市計画決定告示日から施行する。

別表(第4条関係)

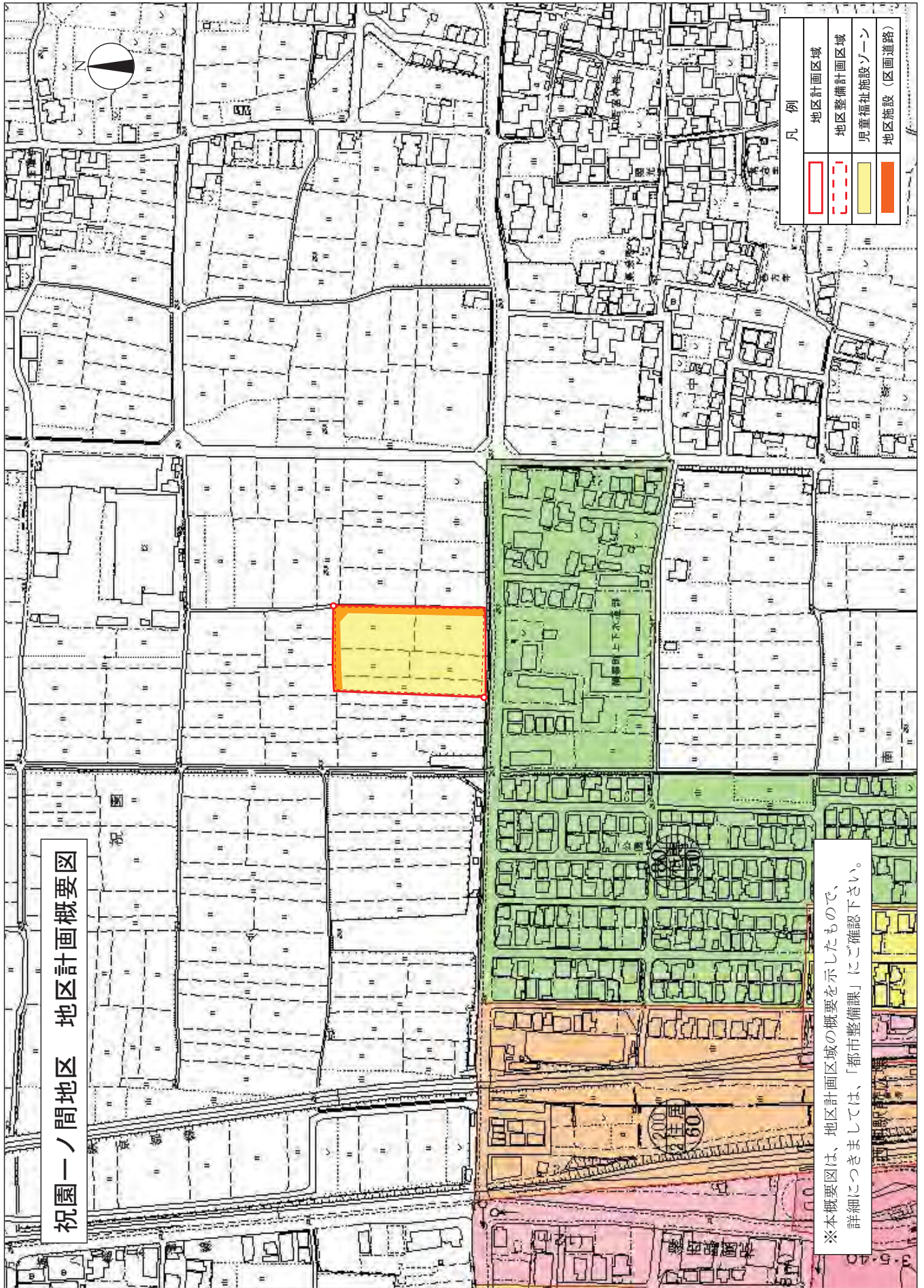
区域	建築可能な建築物
児童福祉施設ゾーン	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉法第39条第1項に基づく保育所 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第6項に規定する「子育て支援拠点事業」の用に供する施設 3 上記の1、2に付属する施設

祝園一ノ間地区の地区計画の内容

平成21年12月28日
精華町告示第69号

名称	祝園一ノ間地区地区計画	
位置	京都府相楽郡精華町大字祝園小字一ノ間の一部	
面積	約0.7ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区計画は、本町の中心地である祝園駅周辺地域の市街化調整区域において、良好な児童福祉施設の立地や適切な公共施設の配置を図り、本地区周辺における良好な住環境及び営農環境の保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・精華町第2次保育所づくり構想に基づき、保育所等の児童福祉施設の立地を図る。 ・周辺住宅地及び農地への環境に配慮し、敷地外周部の緑化を図るとともに、周辺農地の営農環境の機能確保を行う。
	建築物の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住環境に配慮し、落ち着いた色調の建築物の整備を図る。 ・周辺農地の営農環境保全のため、建築物の低層化を図る。

地区整備計画	地区の区分	区分名称	児童福祉施設ゾーン
		面積	約0.7ha
	建築物等の整備に関する事項	地区施設の配置及び規模	道路・・・延長約160メートル・幅員4メートル
		建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 児童福祉法第39条第1項に基づく保育所 2. 児童福祉法第6条の2第6項に規定する「子育て支援拠点事業」の用に供する施設 3. 上記の1、2に付属する施設
		建築物の高さの制限	建築物の地盤面からの高さは10メートル以下とする。
		外壁の後退距離の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、3メートル以上とする
		建築物等の意匠の制限	建築物等の意匠を以下のように制限する。 【外壁】建築物の外壁は、周辺地域の景観に配慮し、原色は使用しない。 【広告物等】敷地内に配置することができる広告物は、次の条件をすべて満たすものとする。 ア. 自己の事業に関するもの イ. 広告塔、立看板その他これらに類するものは、1事業所につき2箇所以内で、道路境界から1メートル以上後退したもの
垣または柵の構造の制限	1. 敷地内に設置できる垣又は柵は、腰積み部分を除き、透視可能なものとする。ただし、腰積み部分については地盤面からの高さを60センチメートル以下とする。 2. 地区施設に面して車両の出入り口は設けないものとする。		



祝園一ノ間地区 地区計画概要図

凡例

	地区計画区域
	地区整備計画区域
	児童福祉施設ゾーン
	地区施設（区画道路）

※本概要図は、地区計画区域の概要を示したもので、詳細につきましては、「都市整備課」にご確認下さい。